

新型コロナ関連 ダンス教師 支援策まとめ

こちらの記事は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、収入が激減しているダンス教師の皆さんにむけて、適用できそうな支援策をまとめたものです。

※ 作成時点で収集できた情報を基に作成しているため、公表された施策が変更される場合があります。

※ 記事についての問い合わせは受け付けておりません。支援を行う自治体や機関に直接ご連絡ください。

なお支援機関も手一杯の感がありますので、不要なクレーム等はお避けください。

※ この記事に関し、当会にメール等で連絡を取られても、基本的に返信は行いませんことをご了承ください。

※ 誤情報は掲載しないよう細心の注意を払っておりますが、万が一に備え、申請時には皆様から直接、該当機関に詳細のお問い合わせをして頂けると幸いです。

厚労省も支援策まとめを発表していますので、ご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

【生活のための支援】

① ★2019/2020年度分の国民健康保険の減免★ ←(参考) 横浜市のHPのリンク

◇ 対象について

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主な生計維持者の2020.2月以降の収入が減少し、2020年の収入の見込額が2019年の70%未満になる世帯。
 - ・ **事業所得の方も給与所得の方も該当**します。
 - ・ 「主な生計維持者」は夫でも妻でもどちらでも大丈夫とのことです。
 - ・ **持続化給付金などの「雑収入」は減免額計算の対象外**とのことです。
 - ・ 2020年の年間収入の提出を求めている自治体でも、収入の減った月×12ヶ月で受け付けてくれる場合があります。
- 詳しくは自治体の国保年金課に電話して相談してみてください。
- ・ すでに払った国民健康保険料は、計算の結果還付され（もどって来）ます。

※なお、世帯の「主な生計維持者」が、新型コロナウイルス感染症に罹患したことによりお亡くなりになった、または、回復までに長期間を要した（重篤な傷病を負った）世帯に関しては全額免除となります。

◇ 申請について

- ・ お住まいの自治体に申請してください。「〇〇市 コロナ 国民健康保険料 減免」等のキーワードで検索すると出てきます。

※ 2021.3.31書類必着で受け付けている自治体が多いです。至急ご確認ください。

② 国民年金の免除

◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金保険料の免除等に該当する水準になりそうな場合、免除が認められます。

上記リンク先の申請書と添付書類をお住まいの自治体の役場または年金事務所へ郵送してください。

③ 住宅確保給付金

◇ 対象について

- ・収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある方に対し、原則3ヶ月(最大9ヶ月→最大12ヶ月に延長)、家賃相当額を自治体から家主さんに支給されます。
- ・3か月間の再支給の申請期間が令和3年6月末までに延長されました。

◇ 申請について

- ・お住まいの自治体に申請してください。一覧は[こちら](#)です。

④ 緊急小口資金・総合支援資金（生活費貸付）

◇ 対象について

- ・当座の生活のための緊急かつ一時的な生活費(20万円)を無利息で借りることができます。なお、離職や離職同様の方には単身で15万円×最大3か月分を借りることができます。1年以内据置で最大10年間の返済となります。

◇ 申請について

- ・お住まいの地域の社会福祉協議会に申請してください。一覧は[こちら](#)です。

⑤ 国税の納税猶予

◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難で、どうしてもやむを得ない場合（←追加されました）は、最大一年間、納税の猶予を申請できます。

上記のリンク先の申請書を記入して提出するか、納税地の所轄税務署に連絡してください。

⑥ 地方税の徴収の猶予制度（リンク先は東京都税）

◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意月の収入が前年に比べて20%以上減少している場合は、1年間納税を猶予できます。

納付先の自治体に連絡してください。

⑦ 電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の支払猶予等

契約されている事業者に相談してみてください。

- ◇ [電気料金に関する対応事業者一覧\(対応予定を含む\)](#)
- ◇ [ガス料金に関する対応事業者一覧\(対応予定を含む\)](#)
- ◇ [電話料金に関する料金支払期限延長等の要請\(総務省\)](#)
- ◇ [NHK受信料の免除について](#)

【収入の減少に対する支援】

一時支援金（2021.1月～の緊急事態宣言に対応するもの）

◇ 対象について

- ・ 緊急事態宣言の影響により、外出自粛の影響を受けて、1月・2月または3月の**売上**が2020年または2019年との比較で**50%以上減少している**中小法人・個人事業者等
- ・ 中小法人は最大60万円、個人事業者等は最大30万円が支給されます。
- ・ 雇用契約によらない、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を、主たる収入として、**税務上の雑所得又は給与所得で、確定申告をしている方も対象**になります。該当するダンス教師の方も多いかと思います。（判定のパターンは[下記持続化給付金](#)と同じようです）

◇ 申請について

- ・ 2021.5.31締切予定
- ・ 2020年の確定申告書が提出資料となります。確定申告がまだの方は進めてください。
- ・ 不正防止のため、「登録確認機関」による事前確認が必要になります。
- ・ 基本、「対面確認」です。オンライン面談可。
- ・ 登録確認機関の一覧は[こちら](#)です（金融機関・商工会議所・認定支援機関・顧問税理士等）。
- ・ 関係者以外の事前確認を受け付けていない登録確認機関も多く、また、外部からはある程度の手数料を取る確認機関も多いようです。事務局においても登録確認機関を設置する予定とのことです。伝手がない場合は、まず[コールセンター](#)に相談することをお勧めします。

【事業(ダンス)の継続のための支援】

① 事業再構築補助金 ※ 2021.3月開始

◇ 対象について

・ポストコロナ・ウィズコロナの時代に対応するため、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う中小企業・個人事業主等。

たとえば、対面レッスンではなくオンラインレッスンなどを「大々的に」行うための改装費などが対象になるようです。また、社交ダンスをメインにせず、教室をコンベンションセンターに変更するなど、業種自体を転換する場合も対象になるようです。

・直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している事業者。

・設備費、システム購入費、リース費・広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等が補助されます。

・従業員5人以下の場合、補助金額100万円～500万円、3/4が補助されます。

（例）600万円で該当する設備に教室を改装→450万円補助（実質負担150万円）

◇ 申請について

・事業再構築に係る事業計画を[認定経営革新等支援機関](#)と策定する必要があります。

・「採択されるためには、合理的で説得力のある事業計画を策定することが必要」とのことです。

② IT導入補助金

◇ 対象について

- ・顧客管理システムの構築など、新システムの導入が対象となるようです。
- ・WEBレッスンなどのための機器や通信費はまったく対象外です。

③ 小規模事業者持続化補助金

◇ 対象について

- ・新規顧客開拓のための広告費や、レイアウト改良費などが対象になるようです。
- ・IT補助金と同様に、顧客管理システムの構築など、新システムの導入も対象となるようです。
- ・感染防止対策費も対象になるようです。
- ・WEBレッスンなどのための機器や通信費はまったく対象外です。

◇ 申請について

- ・商工会議所の補助が必要です。詳しくはお近くの商工会議所にお問い合わせください。

④ 雇用調整助成金 （申請期間が延長されています）

◇ 対象について

- ・感染拡大防止のための休業の場合に、従業員に支給した休業手当に対し、全額が助成されます。

◇ 申請について

- ・給与台帳などの提出が必要です。ハローワークに直接出向いて書類記入したほうが確実なようです。

【事業資金の借入について】

① 日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付

◇ 対象者

- ・ 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した等の場合、融資後の3年間まで0.9%金利が引き下げられます。また、引き下げ後の利息についても、[利子補給金も受けられます](#)。
- ・ 公庫内での借り換えを行えるようになりました。コロナ以前に借入れをされている場合は、適用をご検討ください。
- ・ 開業後の期間が短い方でも適用できるようになっています。

◇ 申し込みについて

お近くの公庫支店にご連絡ください。利子補給については中小機構から書類が送られてくる予定ですが、届かない場合は自分から申請してください。

② 民間金融機関における実質無利子・無担保融資

◇ 対象者

売上高▲15%の事業者は、保証料ゼロ・金利ゼロで融資を受けられます。また、売上高▲5%の事業者については保証料1/2・金利ゼロで融資を受けられます。

◇ 申し込みについて

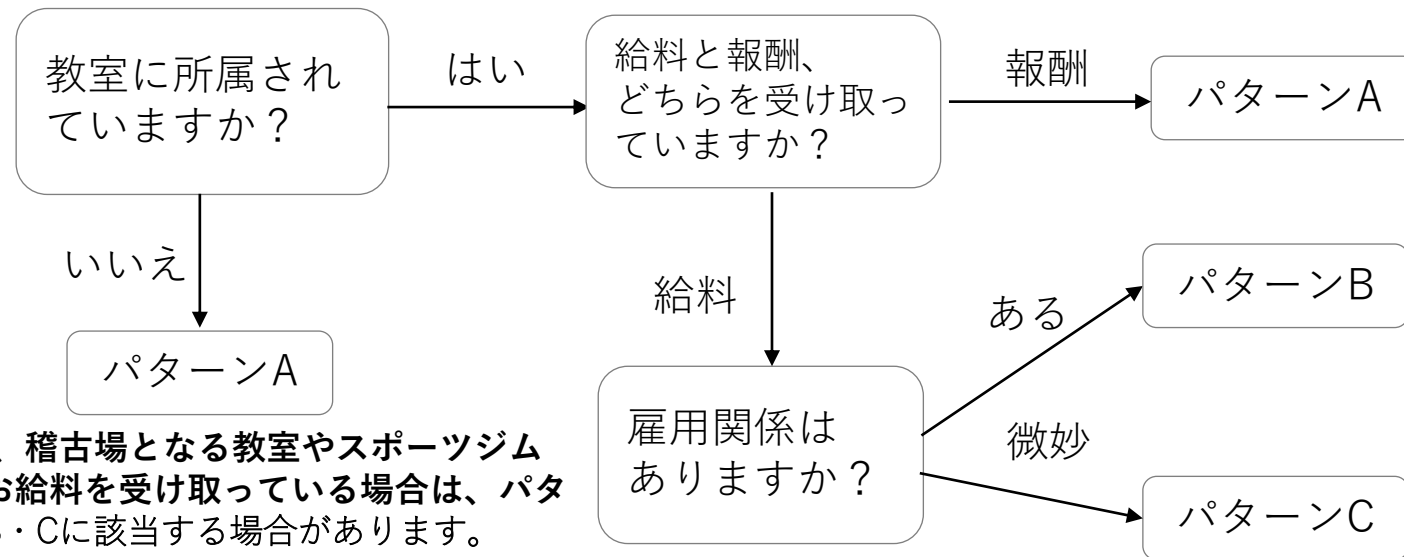
お近くの信用金庫等にご連絡ください。[経済産業省の相談窓口](#)もあります。

【基本的に終了している給付金】

※新型コロナウイルスに長期間罹患した等、特別な事情がある場合には受け付けて貰える場合もあります。

① 持続化給付金 (個人最大100万円 法人最大200万円)

下記のフローチャートを参考に、該当するほうの申請をしてください。



※ なお、稽古場となる教室やスポーツジムからお給料を受け取っている場合は、パターンB・Cに該当する場合があります。

★給料と報酬の見分け方については[こちら](#)

※ 雇用関係の有無については雇用(労災)保険の有無等を基準に、オーナーと相談してください。

◇ パターンA → [事業所得としての持続化給付金申請](#)

※ [雑所得としての持続化給付金申請](#) (2019年の確定申告を雑所得で提出した場合に限ります)

◇ パターンB → 教室が休業した場合はオーナーから休業手当を受け取ります。

オーナーは雇用調整助成金を申請します。

◇ パターンC → ※ [給与所得者の持続化給付金申請](#)

※給与・雑所得の持続化給付金申請についての[ポイントはこちら](#)

※ 給与と報酬の見分け方(一時支援金・持続化給付金申請・確定申告)

一般就其製出用

○個人番号又は法人番号〔欄〕に個人番号（12桁）を記載する場合には、右誌で記載します

給与と報酬の見分け方は、1年間の収入の証明として、源泉徴収票（←左,基本A5サイズ）を受け取っているか、支払調書（↑上,基本A6サイズ）を受け取っているかを基準にしてください。

また、講師報酬・出演報酬は基本的には源泉徴収税を10.21%で計算しています（1回の支払額が100万円超の場合は税率が上がります）。

給与の場合は給与所得として確定申告し、報酬の場合は事業所得または雑所得として確定申告します。

持続化給付金申請についてのワンポイント

計算事例[1]（青色申告の個人事業主の場合）

2019年 売上総額 1,200万円（1月売上70万円 2月売上75万円 3月売上80万円 ★4月売上70万円…）

2020年 1月売上80万円 2月売上80万円 3月売上60万円 ★4月売上10万円…

→ ★の売上（前年同月比50%以上減少月）で計算

1,200万△(10万円×12か月)=1,080万円>100万円(上限) ∴100万円給付

計算事例[2]（白色申告の個人事業主・給与所得/雑所得申告の場合）

2019年 売上総額 480万円（月別売上は関係なし）

2020年 1月売上30万円 2月売上25万円 3月売上22万円 ★4月売上10万円…

→ ★の売上（2019年平均売上(40万円)と比較して、50%以上減少している月）で計算

480万△(10万円×12か月)=360万円>100万円(上限) ∴100万円給付

基本情報に必要な「業種」

ダンス教室・ダンス教師の場合は「教育,学習支援業 → その他の教育,学習支援業 → 教養・技能教授業」に該当します。

ダンスホールの場合は「生活関連サービス業,娯楽業 → 娯楽業 → その他の娯楽業 → ダンスホール」です。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html

PCが苦手な方は、[申請サポート会場](#)に必要書類を持って行って、取り込みや申請のサポートをしてもらいましょう。予約もできるし、必要書類の相談もできます。

2019年の確定申告がまだの方は、パターンC以外の方は白色の事業所得で申告したほうが、持続化給付金申請の手間が少ないです。期限内申告にする方法については[下記の②](#)参照。

給与所得または雑所得の場合の持続化給付金 についてのポイント

① 2019年の確定申告をまだやっていない場合

確定申告期限は終了していますが、確定申告書に[「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」](#)と記入することで、[現在でも確定申告書を提出することができます。](#)

② 2019年に1か所の教室の給与しか受け取っておらず、確定申告の必要がない場合

- A.[税理士に確定申告の義務がないことを証明してもらいます。](#)
- B.心当たりの税理士がいなくて、サークルや物販などの教室のお給料以外の収入がある方は、その収入を雑所得に追加して、確定申告書を出す方法もあります。

③ 複数の教室やジムからの収入をすべて雑所得として2019年の確定申告書を提出してしまい、業務委託契約等を集めきれない場合

修正申告(税金が増える場合)または更正の請求(税金が減る場合)を行い、雑所得ではなく事業所得として申告し、事業所得者の持続化給付金を申請することができます。

確定申告の際に経費を記載しなかった場合は税金が減りますので、支給されていない交通費などの経費を計算し、税務署と相談してみてください。

④ 申請に必要な書類の組み合わせについて

- A. 業務委託契約書(入社時に契約したもの)または、[持続化給付金業務委託契約等契約申立書](#)(業務委託契約書がない場合にオーナーに判を貰うもの)
- B. 2019年の支払調書または源泉徴収票 (支払調書と源泉徴収票の違いについては[上記](#)参照)
- C. Bがない場合は、2019年中の支払明細書(給与明細)+振り込まれた通帳の写し

※ 手渡しの支払の場合は自動的にA+Bとなります。

② 家賃支援給付金

教室・駐車場(事業用車両に限る)・自宅のうち経費申請分分の家賃の半年分の2/3(基本)の支援が受けられます。 ※給与所得の方は対象外です

◇ 売上減少について

A.5月以降の売上が前年同月比50%以上減少している場合

(例：2019年5月売上80万円→2020年5月売上20万円 25%なのでOK)

B.5月以降の連続3か月合計の売上が前年の同じ期間に比べて30%以上減少している場合

(例：2019年 5月80万円,6月70万円,7月75万円 → 計225万円

2020年 5月45万円,6月50万円,7月60万円 → 計155万円 68%なのでOK)

◇ 営業所以外の家賃について

- ・ 駐車場は事業用車両を停めるために借りていて、確定申告の経費として申請しているものに限りします。
- ・ ご自宅家賃についても、確定申告の経費として申請している割合に限りします。

例 家賃8万円で20%を経費として申告していた場合

8万円×20%×6か月分×2/3＝64,000円を申請します。

◇ その他注意事項（くわしくは[申請要領](#)と[別冊](#)を参照してください）

- ・ フロアレンタル（時間借り）の場合は「直接占有」していないため対象外です。
- ・ 同族会社経営,親族経営のテナントについては対象外です。
- ・ 家賃振込部分の通帳の写しは「振込明細書」でも代用できるそうです(給付金事務局確認)
- ・ 教室などを移転した場合は、旧契約と新契約両方を提出することで、新契約の家賃の助成を受けられるようです。

③文化庁 文化芸術活動の継続支援事業

※現在、追加募集の精算報告の受付中です。2021.3.31までですので、対象の方はお急ぎください。

技術向上等支援A-① 上限20万円について詳述します。

なお、法人は技能向上等支援Bとなるそうです。

◇ 補助対象者

「不特定多数に公開することによってチケット収入等をあげている」方が対象です。

こちらの事前確認については、社交ダンス業界では[JATD\(一般社団法人日本舞踏教師協会\)](#)が無料で行って下さいますので、お早めにご連絡ください。2017年以降の2回以上の有料のダンスショーのチラシ等を提出できる方は、事前確認なしでも申請できます。

活動継続のための費用の2/3と感染拡大防止のための費用の全額(上限10万円)の合計で、最高20万円の補助が受けられます。

◇ その他の注意事項

- ・貸スタジオ代は申請できますが、経営しているスタジオなどの「家賃」は申請できません
- ・オークションで購入した物品は申請できません。
- ・商品券やポイントで購入した部分の経費は申請できません。
- ・実績報告後の入金になります。これから支出するものについては見積もりを取るなど、金額の目途をつけて申請する必要があります。

④その他の支援(基本終了)

◇ 固定資産税の減免

所有している建物の固定資産税、内装などの設備の償却資産税の**2021年の減免**があります。
→基本的に2021.2.1(月)受付終了です。

◇ 「アートにエールを！東京プロジェクト」

募集は終了し、制作された動画作品が配信されています。ダンス動画もたくさん採択されていますのでぜひご覧ください。

◇ イベント中止のチケット代払い戻しを行わず、寄付金とする支援

払い戻しを受けなかったチケット購入者が、寄附金控除等の税優遇を受けることが可能になります。

公に広く売り出したチケットなら適用可能とのことなので、大規模競技会や公演形式のイベントは対象になりそうです。パーティーについては、少なくともWEBサイト等で詳細を告知し、一般の方も購入できるようなイベントでなければ対象にはならないようです。比較対象として、芸能人のディナショーは対象になりそう、との確認を電話で行いました。

【その他給付金関係の補足事項】

◇ 対応ブラウザについて

国税庁HP⇒IE推奨 (Edgeも使用可能の場合あり)
持続化給付金 ⇒ Edge・GoogleChrome推奨

スマホ・タブレットでも申請できる給付金が多くなっていますが、PCのほうがエラーは少ないようです。

その他補足事項について 続

◇ 画像ファイルについて

iPhone / iPad (iOS 11 以降) で証拠書類を写真撮影する場合、iPhone/ iPad 設定>カメラ>フォーマットより、カメラ撮影を「互換性優先」に変更をいただいてから、添付書類を撮影してください。「JPEG」で保存され、電子申請に添付することが可能となります。しないと「HEIF」というファイルになり、エラーとなります。

◇ 画像変換について

PDFを画像に変換してマークや文字を挿入したり(挿入にはペイントなどの画像編集ファイルを使ってください)、画像ファイルをPDFに変換するには、[こちらのソフト](#)が便利です。

※ 画像ファイルをいくつか選択して「印刷」とするとつなげて1ファイルのPDFに変換することができます。

★ 給付金等の2020年の申告での取り扱い ★

特別定額給付金以外の持続化給付金・休業協力金・文化庁補助金等の給付金は、税金の対象になります。個人事業主の場合は事業所得の「雑収入」となり、給与所得者の受け取った持続化給付金は「一時所得」となるそうです。また給与所得者の受け取った文化庁補助金は「雑所得」になるようです。具体的には所轄税務署にご相談ください。

国税庁HPに「[新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係](#)」が公表されています。

かゆいところに手が届く支援策はなかなかありませんが、受給できるものは申請し、緊急事態を明るく乗り切りましょう。

NPO法人社交ダンス文化振興会は、この世界的非常事態でもダンスの灯を絶やさぬよう、活動を続けてまいります。

笑顔で皆様と再会し、ともに踊る日を楽しみにしております。